# デイサービス正直家

# 地域密着型通所介護〔指定介護予防通所サービス〕事業運営規程

## (事業の目的)

第1条 医療法人社団ヘルスアライアンスが設置するデイサービス正直家(以下「事業所」という。) において実施する地域密着型通所介護 [指定介護予防通所サービス] 事業(以下「事業」という。) の適正な運営を確保するために必要な人員及び運営管理に関する事項を定め、事業所の生活相談員及 び看護職員、介護職員、機能訓練指導員(以下「地域密着型通所介護〔介護予防通所サービス〕従事者」という。)が、要介護状態〔要支援状態〕の利用者に対し、適切な地域密着型通所介護〔指定介護予防通所サービス〕を提供することを目的とする。

#### (運営の方針)

第2条 地域密着型通所介護の提供にあたって、要介護状態の利用者に可能な限りその居宅において、 その有する能力に応じ自立した日常生活を営むことができるよう、さらに利用者の社会的孤立感の 解消及び心身機能の維持並びにその家族の身体的、精神的負担の軽減を図るために、必要な日常生 活上の世話及び機能訓練等の介護その他必要な援助を行う。

指定介護予防通所サービスの提供にあたって、要支援状態の利用者に可能な限りその居宅において、自立した日常生活を営むことができるよう、必要な日常生活上の支援及び機能訓練を行うことにより、要支援者の心身機能の回復を図り、もって要支援者の生活機能の維持又は向上を目指すものとする。

- 2 利用者の要介護状態の軽減若しくは悪化の防止又は要介護状態となることの予防に資するよう、 その目標を設定し、計画的に行うものとする。
- 3 利用者の意思及び人格を尊重し、常に利用者の立場に立ったサービスの提供に努めるものとする。
- 4 事業の実施に当たっては、利用者の所在する市町村、居宅介護支援事業者、在宅介護支援センター、地域包括支援センター、他の居宅サービス事業者、保健医療サービス及び福祉サービスを提供する者との連携に努めるものとする。
- 5 地域密着型通所介護〔指定介護予防通所サービス〕の提供の終了に際しては、利用者又はその家族に対して適切な指導を行うとともに、居宅介護支援事業者へ情報の提供を行う。
- 6 前5項のほか、「指定居宅サービス等の事業の人員、設備及び運営に関する基準」(平成11年厚生省令第37号)、[「指定介護予防サービスの事業の人員、設備及び運営並びに指定介護予防サービス等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準」(平成18年厚生労働省令第35号)]に定める内容を遵守し、事業を実施するものとする。
- 7 事業所は、利用者に対し正当な理由なく、地域密着型通所介護サービスの提供を拒まないものとする。

# (サービス提供が困難な場合等の措置)

事業所は、利用申込者に対し、適切な地域密着型通所介護サービスの提供することが困難な場合、 当該利用者に係る居宅介護支援事業者への連絡、適当な他の通所介護事業者等の紹介等に努める。 (事業の運営)

第3条 地域密着型通所介護 [指定介護予防通所サービス] の提供に当たっては、事業所の従業者によってのみ行うものとし、第三者への委託は行わないものとする。

(事業所の名称等)

- 第4条 事業を行う事業所の名称及び所在地は、次のとおりとする。
- (1) 名 称 デイサービス正直家
- (2) 所在地 熊本市中央区帯山七丁目1番35号

(従業者の職種、員数及び職務の内容)

- 第5条 事業所における従業者の職種、員数及び職務の内容は次のとおりとする。
- (1) 管理者 1名(常勤1人うち1名は生活相談員と兼務)

管理者は、従業者及び業務の実施状況の把握その他業務の管理を一元的に行うとともに、法令 等において規定されている地域密着型通所介護〔指定介護予防通所サービス〕の実施に関し、事 業所の従業者に対し遵守すべき事項についての指揮命令を行う。

(2) 地域密着型通所介護従業者

 生活相談員
 1人以上

 介護職員
 1人以上

看護職員 1人以上:同一医療法人診療所看護師と連携

機能訓練指導員 1人以上

地域密着型通所介護従事者は、地域密着型通所介護〔指定介護予防通所サービス〕の業務に当たる。

生活相談員は、事業所に対する地域密着型通所介護〔指定介護予防通所サービス〕の利用の申し込みに係る調整、他の地域密着型通所介護従事者に対する相談助言及び技術指導を行い、また他の従事者と協力して地域密着型通所介護計画の作成等を行う。

機能訓練指導員は、日常生活を営むのに必要な機能の減退を防止するための訓練指導、助言を行う。

(営業日及び営業時間)

- 第6条 事業所の営業日及び営業時間は、次のとおりとする。
- (1) 営業日 月曜日、火曜日、水曜日、木曜日、金曜日、土曜日とする。ただし、12月31日から1月3日までを除く。
- (2) 営業時間 午前8時30分から午後5時30分までとする。
- (3) サービス提供時間 午前9時00分から午後4時30分までとする。
- (4) 延長サービス可能時間帯 提供前 8時30分~9時00分提供後 16時30分~17時30分

(地域密着型通所介護〔指定介護予防通所サービス〕の利用定員)

第7条 事業所の利用定員は、1日18名とする。

1 単位目 18 名

利用定員を遵守し、定員を超えての利用を認めない。

(地域密着型通所介護〔指定介護予防通所サービス〕の内容)

- 第8条 地域密着型通所介護 [指定介護予防通所サービス] の内容は、次に掲げるもののうち必要と 認められるサービスを行うものとする。
- (1) 入浴サービス
- (2) 給食サービス
- (3) 生活指導(相談・援助等)
- (4) 個別機能訓練(運動療法、作業療法)
- (5) 健康チェック
- (6) 送迎
- (7) 延長サービス
- (8) アクティビティ(介護予防) レクリエーションなど

### (利用料等)

第9条 地域密着型通所介護を提供した場合の利用料の額は、介護報酬告示上の額とし、そのサービスが法定代理受領サービスであるときは、その1割・2割・3割の支払いを受けるものとする。

なお、法定代理受領以外の利用料については、「指定居宅サービスに要する費用の額の算定に関する基準(平成12年2月10日厚生労働省告示第19号)によるものとする。

2 <u>介護予防地域密着型通所介護を提供した場合の利用料の額は、介護報酬の告示上の額(月単位)</u> とし、そのサービスが法定代理受領サービスであるときは、その1割の額とする。

なお、法定代理受領以外の利用料については、「指定介護予防サービスに要する費用の額の算定に 関する基準(平成18年3月14日厚生労働省告示第127号)によるものとする。

- 3 次条に定める通常の事業の実施地域を越えて送迎を行った場合は、その越えた部分につき 1 km あたり 1 5 円を徴収する。
- 4 食事の提供に要する費用については、1 食あたり 550 円を徴収する。
- 5 おむつ代については、1枚につき150円を徴収する。
- 6 利用延長については延長時間1時間につき500円を徴収する。
- 7 その他、地域密着型通所介護 [指定介護予防地域密着型通所介護] において提供される便宜のうち、日常生活においても通常必要となるものに係る費用については実費を徴収する。
- 8 前7項の利用料等の支払を受けたときは、利用料とその他の費用(個別の費用ごとに区分)について記載した領収書を交付する。
- 9 指定地域密着型通所介護〔指定介護予防通所サービス〕の提供の開始に際し、あらかじめ、利用者又はその家族に対し、利用料並びにその他の費用の内容及び金額に関し事前に文書(重要事項説明書)で説明した上で、支払いに同意する旨の文書に署名(記名押印)を受けることとする。
- 10 費用を変更する場合には、あらかじめ、前項と同様に利用者又はその家族に対し事前に文書で説明した上で、支払いに同意する旨の文書に署名(記名押印)を受けることとする。
- 11 法定代理受領サービスに該当しない地域密着型通所介護〔指定介護予防通所サービス〕に係る利用料の支払いを受けた場合は、提供した地域密着型通所介護〔指定介護予防通所サービス〕の内容、費用の額その他必要と認められる事項を記載したサービス提供証明書を利用者に対して交付する。

### (通常の事業の実施地域)

第10条 通常の事業の実施地域は、地域密着型通所介護事業については熊本市の区域、指定介護予 防通所サービス事業については熊本市・益城町の区域とする。

#### (衛生管理等)

- 第11条 利用者の使用する施設、食器その他の設備又は飲用に供する水について、衛生的な管理に 努めるとともに、衛生上必要な措置を講じるものとする。
- 2 事業所において感染症が発生し、又はまん延しないように必要な措置を講じるとともに、必要に 応じ保健所の助言、指導を求めるものとする。

## (サービス利用に当たっての留意事項)

- 第12条 ①利用者は地域密着型通所介護〔指定介護予防通所サービス〕の提供を受ける際には、医師の診断や日常生活上の留意事項、利用当日の健康状態等を地域密着型通所介護従業者に連絡し、心身の状況に応じたサービスの提供を受けるよう留意する。
  - ② 気分が悪くなったときはすみやかに申し出る。
  - ③ 共有の施設・設備は他の迷惑にならないよう利用する。
  - ④時間に遅れた場合は、送迎サービスが受けられない場合がある。

# (緊急時等における対応方法)

- 第13条 地域密着型通所介護 [指定介護予防通所サービス] の提供を行っているときに利用者に病状の急変、その他緊急事態が生じたときは、速やかに主治医に連絡する等の措置を講じるとともに、管理者に報告する。主治医への連絡が困難な場合は、緊急搬送等の必要な措置を講じるものとする。
- 2 利用者に対する地域密着型通所介護 [指定介護予防通所サービス] の提供により事故が発生した場合は、市町村、当該利用者の家族、当該利用者に係る居宅介護支援事業者等に連絡するとともに、必要な措置を講じるものとする。
- 3 利用者に対する地域密着型通所介護 [指定介護予防通所サービス] の提供により賠償すべき事故 が発生した場合には、損害賠償を速やかに行うものとする。

## (非常災害対策)

第14条 非常災害に備えて、消防計画、風水害、地震等の災害に対処するための計画を作成し、防 火管理者または火気・消防等についての責任者を定め、年2回定期的に避難、救出その他必要な訓 練を行うものとする。

#### (苦情処理)

- 第15条 地域密着型通所介護 [指定介護予防通所サービス] の提供に係る利用者からの苦情に迅速かつ適切に対応するために、必要な措置を講じるものとする。
- 2 事業所は、提供した地域密着型通所介護 [指定介護予防通所サービス] に関し、法第23条の規定により市町村が行う文書その他の物件の提出若しくは提示の求め又は当該市町村からの質問若しくは照会に応じ、及び市町村が行う調査に協力するとともに、市町村から指導又は助言を受けた場合は、当該指導又は助言に従って必要な改善を行うものとする。

3 事業所は、提供した地域密着型通所介護 [指定介護予防通所サービス] に係る利用者からの苦情 に関して国民健康保険団体連合会の調査に協力するとともに、国民健康保険団体連合会から指導又 は助言を受けた場合は、当該指導又は助言に従って必要な改善を行うものとする。

#### (個人情報の保護)

- 第16条 事業所は、利用者の個人情報について「個人情報の保護に関する法律」及び厚生労働省が 策定した「医療・介護関係事業者における個人情報の適切な取り扱いのためのガイドライン」を遵守 し適切な取り扱いに努めるものとする。
- 2 事業者が得た利用者の個人情報については、事業者での介護サービスの提供以外の目的では原則 的に利用しないものとし、外部への情報提供については必要に応じて利用者又はその代理人の了解を 得るものとする。
- 3 サービス担当者会議における利用者等の情報の使用については、あらかじめ文書により利用者等 の了承を得た場合以外は使用しないこととする。

# (虐待防止に関する事項)

- 第17条 事業所は、利用者の人権の擁護・虐待の防止等のため次の措置を講ずるものとする。
- (1) 虐待を防止するための従業者に対する研修の実施
- (2) 利用者及びその家族からの苦情処理体制の整備
- (3) その他虐待防止のために必要な措置
- 2 事業所は、サービス提供中に、当該事業所従事者又は養護者(利用者の家族等高齢者を現に養護 する者)による虐待を受けたと思われる利用者を発見した場合は、速やかに、これを市町村に通報 するものとする。

# (その他運営に関する留意事項)

- 第18条 事業所は、従業者の資質向上のために研修の機会を次のとおり設けるものとし、また、業務の執行体制についても検証、整備する。
- (1) 採用時研修 採用後6ヵ月以内
- (2)継続研修 年2回
- 2 従業者は、業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を保持する。
- 3 従業者であった者に、業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を保持させるため、従業者でなくなった後においてもこれらの秘密を保持するべき旨を、従業者との雇用契約の内容とする。
- 4 事業所は、地域密着型通所介護に関する記録を整備し、その完結の日から 5 年間保存するものとする。

## 保存する書類

- ①地域密着型通所介護計画
- ②サービス内容
- ③市町村への通知
- ④苦情の内容
- ⑤事故の状況等
- 5 この規程に定める事項のほか、運営に関する重要事項は医療法人社団ヘルスアライアンスと事業 所の管理者との協議に基づいて定めるものとする。

## (運営推進会議)

- 第19条 地域密着型通所介護事業所の適正な運営の確保とサービスの質の向上に寄与し、地域密着型通所介護を地域に開かれたサービスにするために、運営推進会議を設置する。
- 2 運営推進会議の開催は、おおむね6月に1回以上とする。
- 3 運営推進会議の構成員は、利用者、利用者の家族、地域住民の代表者、事業所が所在する地域を 管轄とする地域包括支援センターの職員及び地域密着型通所介護について知見を有する者とす る。
- 4 会議の内容は、事業所のサービス提供内容の報告・評価、地域との意見交換・交流等とする。
- 5 運営推進会議の報告、評価、要望、助言等についての記録を作成するとともに、当該記録を公表する。

#### 附則

この規程は、平成29年8月1日から施行する。